

資本金の額の計上に関する証明書

吸収分割承継会社の資本金の額は、次のとおり計上されている。

- (1) 承継会社の分割直前資本金額（会社計算規則第2条第3項第44号） 金1000万円
- (2) 株主払込資本変動額〔ア-イ〕の範囲内で、承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額（会社計算規則第63条第1項第1号ロ） 金2億9000万円
- ア吸収型再編株主資本変動額＝吸収型再編対価時価（承継会社の株式に係るものに限る。）
（会社計算規則第63条第2項第1号、第2条第3項第37号） 金18億円
- イ吸収型再編対価として処分する自己株式の帳簿価格 金0円
- ウ株主払込資本変動額〔ア-イ〕 金18億円
- (3) 吸収分割後資本金額〔(1)+(2)〕（会社計算規則第63条第1項第1号） 金3億円

増加資本金
の額

上記のとおり、会社法第445条及び会社計算規則第63条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

吸収分割の効力
発生日

平成19年4月1日

(本店) 大阪府中央区大阪城一丁目1番1号

(商号) 株式会社豊臣物産

代表取締役 大 淀 君 子

代表印